

美幌高等学校魅力化コーディネーター業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

美幌町では、町内唯一の高校であるとともにオホーツク管内で唯一の農業科を併せ持つ北海道美幌高等学校を応援し、高校への入学者を確保し、美幌町で活躍する人材を美幌で育てることで、将来的な町の人口減少対策、更には持続可能な地域活性化に繋がるものと考え、町と高校との協働による高校の魅力化づくりを推進している。

高校の魅力化づくりを推進し、町内外、特に減少している町内からの入学者を確保するための体制を強化するため、コーディネーターの存在は必要不可欠であり、本業務に係る受託者を公募型企画提案方式（プロポーザル）による選定を実施するもの。

2 業務概要

- (1) 業務名 美幌高等学校魅力化コーディネーター業務
- (2) 業務場所 北海道美幌高等学校（美幌町字報徳94番地）
- (3) 業務内容 別紙「美幌高等学校魅力化コーディネーター業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案上限額（予算規模）

総額 8,150,000円

内訳

コーディネーター募集・採用経費 1,000,000円

コーディネーター活動経費 5,500,000円

（うち報償費等3,500,000円、その他活動経費2,000,000円）

事業展開の企画・設計・マネジメント経費 1,650,000円

※上記金額はいずれも消費税及び地方消費税を含み、内訳は各上限を超えないものとする。

※コーディネーターは地域おこし協力隊による採用とし、受託者と雇用契約を締結するものとする。

- (6) 担当部署

美幌町教育委員会学校教育課総務グループ

〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

電話：0152-77-6556（直通）

FAX：0152-72-4869

E-mail：ksoumug@town.bihoro.hokkaido.jp

3 プロポーザルの公告

- (1) 公告年月日 令和7年5月8日（木）
- (2) 公告方法 美幌町公式ウェブサイトへの掲載及び美幌町役場掲示板への掲示による

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 美幌町から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

5 スケジュール

受託候補者の募集及び選定は、次のスケジュールで行うものとする。

（※ただし、状況により変更する場合がある。）

実施内容	実施期間又は期日
実施に関する公告	令和7年5月8日（木）
質問受付期間	令和7年5月8日（木）から5月15日（木）午後5時まで
質問回答日	令和7年5月19日（月）
参加申込書提出期限	令和7年5月23日（金）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和7年5月30日（金）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和7年6月上旬を予定（参加者あてに別途通知）
企画提案書審査結果の通知	令和7年6月中旬
契約締結	令和7年6月中旬

6 参加申込手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格を確認の上、参加申込書（様式1）を提出するものとする。なお、参加申込書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 事業者概要（任意様式）
- ③ 本店所在地の市町村税（本店所在地が特別区の場合にあっては都税）に滞納がないことの証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

④ 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書

（本店所在地の管轄の税務署が発行する「納税証明書その3の3様式（法人）又はその3の2様式（個人）」（提出日前3か月以内に発行されたもの）

⑤ 履歴事項全部証明書（任意団体の場合は定款とする）（提出日前3か月以内に発行されたもの）

※なお、上記③、④及び⑤については、美幌町競争入札参加資格者名簿に登載のある者にあつては、提出を省略することができるものとする。

（2）提出方法及び提出先

① 提出期限 令和7年5月23日（金）午後5時まで

② 提出方法 郵送（各書類1部）または電子メール（PDFファイル形式）により提出
※電子メールの場合、受信後、受信確認メールを送信アドレスに返信するので、受信確認メールが届かないときは、至急、電話にて連絡すること。

③ 提出先 「2（6）担当部署」のとおり

7 質疑、応答

（1）提出書類

① 質問書（様式2）

（2）提出方法及び提出先

① 受付期間 令和7年5月8日（木）から5月15日（木）午後5時まで

② 提出方法 電子メールにより提出
※受信後、受信確認メールを送信アドレスに返信するので、受信確認メールが届かないときは、至急、電話にて連絡すること。

③ 提出先 「2（6）担当部署」のとおり

（3）質問書に対する回答

令和7年5月19日（月）までに質問者あて電子メールで回答するほか、美幌町公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問者の事業所名や氏名は公表しないものとする。

8 企画提案書作成等

企画提案書等については、次の事項に従って提出すること。

（1）提出書類

① 企画提案書かがみ（様式3）1部

② 企画提案書（任意様式）8部

別紙「美幌高等学校魅力化コーディネーター業務仕様書」等に基づき作成すること。

③ 見積書（任意様式）1部

④ 見積書の内訳が確認できる積算内訳書及び数量計算書（任意様式）1部

※本見積書及び内訳書を参考として、後の予定価格を決定するため、作成にあたっては十分に数量・単価等の確認をして、提出すること。

⑤ その他関係書類一式（任意様式）各1部

(2) 企画提案書の形式等

提案者は、本要項に記載した要件等を遵守した上で、独自の創意工夫を凝らした提案に努めること。

- ① 企画提案書は、A4判（A3判による折り込み可）とする。
- ② 企画提案書の提出部数は8部（正本1部、副本7部）とする。
- ③ 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。
- ④ 企画提案書等は、返却しない。
- ⑤ 企画提案書等は、公表しない。
- ⑥ 企画提案書等を提出した後の変更・追加等は認めない。
- ⑦ 企画提案書等については、第三者の著作権等の権利を侵害していないこと。
- ⑧ 応募者は、提出した企画提案書が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の採用時に町に無償で譲渡するものとする。

(3) 提出方法及び提出先

- ① 提出期限 令和7年5月30日（金）午後5時まで 必着
- ② 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）により提出
- ③ 提出先 「2（6）担当部署」のとおり

9 審査方法、評価

基準提案の審査・評価は、「美幌高等学校魅力化コーディネーター業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）が行い、審査会において、提案内容について総合的に評価し、受託候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書について、審査会において書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。なお、日時、場所等の詳細については、別途連絡する。

- ① 提案者によるプレゼンテーションは40分以内とし、その後に質疑応答を20分予定している。
- ② 提案者の出席は、統括責任者および担当者等3名以内とする。
- ③ プロジェクター及びスクリーンは町で用意するが、その他必要な機器等は全て提案者が用意すること。なお、インターネットは使用可能である。

(2) 選考に関する事項

- ① プレゼンテーション等の後、審査会で審査を行い、基準を満たした応募者の中から評価点が1位となった事業者を受託候補者として選定する。
- ② 評価点が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。
- ③ 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。
- ④ 審査会は、応募が1者の場合でも開催する。
- ⑤ 応募が1者の場合は、評価点の合計が基準点（総評価点の6割）を超えれば問題がないものとする。

⑥ 受託候補者との協議等により契約に至らなかった場合は、評価点が2位となった事業者と業務委託契約に必要な協議を実施する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、受託候補者を選定後、速やかに電子メールにより通知する。なお、審査結果に関する質問又は異議は受け付けない。

(4) 審査結果の公表

受託候補者の選定結果は、美幌町公式ウェブサイトにおいて公表する（受託候補者名及び評価点数）。

10 契約に関する基本的事項

受託候補者の選定後、町と受託候補者は、提案内容に基づき業務内容及び契約条件の協議を行い、合意したのちに契約を締結する。なお、契約にあたっての主な留意事項は次のとおりである。

- (1) 契約にあたり、契約書を作成し、各1通を保有する。
- (2) 企画提案の内容をそのまま委託するものではないこと。
- (3) 提案された企画提案内容をもとに委託業務仕様書を作成し契約する。
- (4) 契約保証金は免除とする。
- (5) 業務の全部又は一部について、町の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- (6) 審査会による特定後、受託候補者から辞退の申し出があったとき若しくは契約の相手方として不適格であると判断されたときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、町は受託候補者が要した費用を補償しない。

11 その他（失格事項）

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書を提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) その他、本要項等または美幌町が指示した事項に違反した場合